

川崎市交通局訓令第1号

局内一般

営業所

川崎市交通局企業職員出勤記録整理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和7年3月31日

川崎市交通事業管理者

交通局長 水澤 邦紀

川崎市交通局企業職員出勤記録整理規程の一部を改正する訓令

川崎市交通局企業職員出勤記録整理規程（平成13年交通局規程第17号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「庶務課長」を「職員課長」に改める。

第4条第1項第3号ナ中「看護」を「看護等」に改め、同号中マをミとし、フからホまでをへからマまでとし、ヒの次に次のように加える。

フ 子育て部分休暇

子部休

第5条中「第12条第6項」を「第12条第5項」に改める。

第8条中「第12条」を「第12条第1項から第3項まで」に改める。

別表（第2条関係）中「

庶務課	課長
-----	----

」を「

庶務課	課長
職員課	課長

」に改める。

附 則

この訓令は、令和7年4月1日から施行する。